

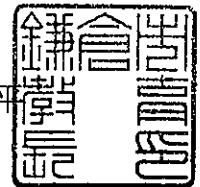
鎌 教 委 学 み 第 148 号

令和 8 年（2026年） 7 月 30 日

鎌倉市議会議長 中澤 克之 様

鎌倉市教育委員会

教育長 高橋 洋平



文書による質問への回答について（送付）

令和 8 年（2026年） 7 月 17 日付け鎌議調第 326 号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第 7 条第 5 項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。

【事務担当】

教育総務課 総務企画担当 中村

（学びみらい部学びみらい課兼務）

（内線 2454）



議会受付番号	文書質問第 8 号
質問者	重黒木優平議員
答弁する者	教育長 (学びみらい部学校教育課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 8 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

(1) 令和 8 年 4 月 1 日の機構改革により、「こどもみらい部」が教育委員会へ移管されたことに伴い、同部が保有する個人情報（保育所等入所及び給付等事務、サービス等利用計画・障害児支援利用計画等に係る情報）のアクセス権限（閲覧、利用、抽出等が可能な職員の範囲）は、移管前と比較してどのように変更されたのか。また、今後変更する予定があるのか伺う。

(2) 教育委員会の他課（学校教育課等）及び学校現場（校長、教職員等）が、上記の個人情報をシステム上又はその他の方法により閲覧・利用できる体制となっているのか。また、今後そのような運用を予定しているのか伺う。

(3) 教育委員会内において、個人情報、とりわけ個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報について、共有範囲や利用目的をどのような基準で定めているのか伺う。

(4) 機構改革後においても、個人情報の目的外利用や不必要な情報共有を防止するため、どのような管理体制及びアクセス管理を講じているのか伺う。

2 質問の理由

令和 8 年 4 月 1 日の機構改革により、「こどもみらい部」が市長部局から教育委員会へ移管された。これにより、就学前から就学後まで切れ目のない支援体制の構築が期待される一方で、保育や福祉サービスの利用に当たり取得した個人情報、とりわけ健康状態、障

害の有無、病歴等を含む要配慮個人情報の取扱いについて、市民から不安の声も寄せられている。

組織改編に伴って個人情報のアクセス権限や共有範囲がどのように整理されているのか、また適切な管理体制が確保されているのかを明らかにすることは、市民のプライバシー保護及び行政に対する信頼の確保の観点から重要であるため、本件について確認するものである。

3 答弁

(1)～(4)について

令和8年4月1日の機構改革により、「こどもみらい部」が教育委員会に移管されたことに伴い、同部各課の事務については教育委員会が執行することとなっている。一方で、個人情報の取扱いについては、事務ごとに設定することとなっており、同部各課における具体的な事務内容が変更されたわけではないことから、同部が保有する個人情報のアクセス権限については、機構改革に伴っての変更は行っていない。

また、現時点で、こどもみらい部が保有する個人情報について、その事務の範囲を超えて、教育委員会の他課及び学校現場が自ら閲覧・利用できる体制とはなっていない。

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、本人同意等の必要な手続きをもって取得、利用しているところである。そのうち要配慮個人情報については、事務を規定する法令の規定又は鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会への確認に基づき、当該要配慮個人情報の利用目的や当該事務の関係部署について確認をしているところである。

機構改革前後における状況変化はないことから、これまで同様、共有範囲については、法令等に基づき、その情報を取り扱う必要がある職員及び連携が必要な関係機関に限定し、必要最小限の範囲で共有することとして、アクセス管理を行っているところ。その上で、個人情報の保護に関する法律第75条に基づき、その名称・利用目的・記録項目(記録されている個人情報の種類)等を記載した個人情報ファイル簿を作成、公表している。

なお、こどもみらい部の保有する個人情報についての教育委員会の部署間あるいは学校との間でのアクセス権限の変更を直近で行う予定はないが、将来的な事務の見直しにより変更する必要がある場合には、法令の規定又は鎌倉市情報公開・保護運営審議会への確認に基づき、適切な手続きをもって行うこととしたい。